

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
リスクマネジメント規程

制定 平成 23 年 12 月 26 日 23 産技経経第 72 号  
一部改訂 平成 30 年 5 月 10 日 30 産技経経第 47 号

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）におけるリスク顕在化防止及び危機対応等を行い、もって都産技研の事業運営の堅実化及びステークホルダーの損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

**第 2 条** この規程は、都産技研の役職員等に適用する。

(定義)

**第 3 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 リスク それが発顕在化することによって、事業目的の達成に望ましくない影響を与える可能性、又は可能性のある要因をいう。
- 二 リスクマネジメント リスクの特定、分析及び評価、並びにリスクへの対応、その点検、レビューを行う一連の管理活動をいう。この規程では、クライシスマネジメントを内包した活動とする。
- 三 リスクマネジメントの枠組み 都産技研全体にわたって、リスクマネジメントの構築（方法及び体制決定）、実践、点検、レビュー、改善を行うための基盤及び基本的な取決めをいう。
- 四 リスクアセスメント リスクの特定、分析及び評価を行う一連の活動をいう。
- 五 クライシス 事業目的の達成に望ましくない重大な影響が発生した状態又は発生間近である状態をいう。
- 六 クライシスマネジメント クライシスに対して、事前の準備を含めて、通報、事実掌握、対策、復旧、評価、再発防止を行う一連の管理活動をいう。
- 七 事業継続計画（BCP） 大規模な災害、事故、システム障害等が発生した場合に、組織が基幹事業を継続し早期に事業を再開するために策定する行動計画をいう。
- 八 役職員 都産技研の役員及び職員をいう。
- 九 役職員等 都産技研の役員、職員、臨時職員及びその他都産技研の業務を行う者をいう。
- 十 ステークホルダー 都産技研の利害関係者をいい、東京都の監督機関、東京都民、都産技研の利用者、役職員等、取引業者、協力関係者、近隣住民などを含む。

(リスクマネジメント基本方針)

**第 4 条** リスクマネジメントの基本方針（以下「基本方針」という。）は、次の各号に掲げる原則に

沿って定める。

- 一 都産技研の定款及び憲章の内容と矛盾がなく、整合する。
  - 二 リスクマネジメントの目標を示す。
  - 三 役職員の責任及び心構えを示す。
  - 四 方法及び体制の改善指向を示す。
- 2 基本方針は、理事長が制定及び改定を行う。
  - 3 基本方針は、役職員等やステークホルダーへ周知する。

(基本的責務)

**第5条** 役職員等は、その職務の遂行に当たり、本規程、基本方針及びリスクマネジメントに関し別途定めるルールを遵守しなければならない。

## 第2章 リスクマネジメント体制

(リスクマネジメントに関する委員会)

**第6条** 都産技研の全リスクを統括して管理する最高機関である、リスクマネジメントに関する委員会として「内部統制・コンプライアンス推進規程」第3章で定めるコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）をあてる。

(委員会の任務)

**第7条** 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 リスクマネジメントの枠組み（構築、実践、点検、レビュー及び改善）に関する審議
  - 二 類別したリスクごとのマネジメントに関する審議
  - 三 クライシスマネジメントに関する審議
  - 四 発生したクライシスへの対応
  - 五 事業継続計画に関する審議
- 2 委員会の下部機関として、次の各号に掲げる部会を置くことができる。
    - 一 クライシスマネジメント部会
    - 二 リスクアセスメント部会
    - 三 事業継続計画部会
    - 四 前号で定める部会のほか、委員会が必要と認めたもの

## 第3章 クライシスマネジメント体制

(緊急事態対応体制及び対応事項)

**第8条** クライシスマネジメント要綱に示すクライシスが発生した場合及び理事長が要請した場合、緊急事態対応体制をとるものとする。

- 2 緊急事態対応体制及び対応事項は、クライシスマネジメント要綱に定める。

(事業継続に係る事態への対応)

**第9条** クライシスのうち、事業継続に係る大規模な災害、事故、システム障害等が発生した場合は、事業継続計画に従い対応策を実施する。該当する事業継続計画が未策定の場合は、類似する事業継続計画、又は該当するリスクに関連する規程類に基づき実施する。

(本部機能の移行)

**第10条** 事業継続計画の発動の有無に関わらず、本部（江東区青海）が大規模な災害、事故、システム障害等により、機能を停止し即時復帰が望めない場合は、理事長判断により、多摩テクノプラザに本部機能を臨時的に移行する。

2 多摩テクノプラザも同様の障害があり、本部機能を移行できない場合は、同機能を支所に移行する。

3 本部機能の移行について必要な事項は、別途定める。

(クライシスへの備え)

**第11条** クライシスへの備えは、クライシスマネジメント要綱、事業継続計画及びその他リスク関連規程類に定める。

## 附則

(施行期日)

この規程は平成23年12月26日から施行する。

この規程は平成30年5月10日から施行する。